

令和 2 年度

第 12 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 3 年 2 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 12 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画(2 月 26 日公告)の決定

及び農地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
2	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
3	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
4	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
5	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
6	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
7	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
8	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
9	森兼 貢	○		20	島津 秀樹	○	
10	前田 耕廣	○		21	天根 公昭	○	
11	宮崎 讓	○		22	青才 弘江	○	
12	竹森 達	○		23	松長 百合子	○	
				24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係 長	原田 淳司	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主 任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	清水 勇人		○
主 事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太	○	

事務局長	ただ今より、令和２年度第１２回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は欠席委員の申し出はございません。
事務局長	それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、続いて庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は２３名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。１７番金本委員さん、１８番前田委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それではまず、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号５９から６５の７件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	事前に送付した議案に変更がありました。 内容といたしましては、現地確認の結果、議案第４号「非農地証明申請について」の受付番号３８について取下願が提出され、取下げとなっております。
事務局員 (本庁)	（議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 ここでご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。 （なしという声）
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第３条の規定による許可申請について」受付番号５９から６５の７件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 （なしという声）
議長	それでは、受付番号５９から６５の７件について申請の通り許可することに賛成の委員の

議長	挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
事務局員 (本庁)	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(2 月 26 日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。 (説明 以下 概略) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 3 年 1 月期の申し込み分については、別冊「令和 3 年 2 月 26 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 利用権設定の一般分が合計 65 件、契約面積 409,656.86 m²となっております。 また、利用権設定の農地中間管理事業分が 10 年契約のものが合計 16 件、契約面積 112,206 m²となっております。 (内訳を読み上げる。以下略) 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	説明が終わりました。しばらくお目通しください。 皆様から何かご質疑・ご意見等はございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる委員が 3 名います。 議事参与の制限を受ける 3 番原田委員、8 番財間委員、9 番森兼委員はご退席をお願いします。 (議事参与の制限を受ける委員退席)
議長	「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。 退席委員の皆様、席へお戻りください。

議長	続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。 事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。 内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定農地中間管理事業分の農地 16 件に関わる農地となっています。 (資料の配分計画の明細を読み上げる) 以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。
議長	以上で説明が終わりました。何かご質問等ございませんでしょうか。
6 番三吉委員	〇〇について、初めて聞くとところなので、組織の説明及び営農計画やそれに伴う設備状況を教えてほしい。
事務局員 (本庁)	こちらの法人の母体となりますのが●●でございます。 〇〇の代表は、現在株式会社福本農産の理事を務められており、●●の牛舎や借りられている農地を母体に経営していくとの内容で先日、新規認定農業者の審査会にあがっています。 母体につきましてははっきりとした●●で、そちらの設備・農地が今後人・農地プランの位置づけとして〇〇に随時移行していくと聞いております。
6 番三吉委員	今回の〇〇の 96000 m²くらいの農地は、すべて以前は●●と利用権設定をしていた農地か。
事務局員 (本庁)	数件ほど新規に契約される農地ではありますが、令和 3 年 1 月 31 日で利用権設定が切れることを機に設定されたものがほとんどです。 社長さんにお伺いしたところ、今後期間が残っている●●の利用権設定も合意解約をして、〇〇へ移していくとのことでした。
議長	他にございませんか。 (なしという声)

議長	ないようですので、採決に移ります。 提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	それでは続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 48・49 の 2 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 48 位置等：説明資料の 3・4 ページに記載 転用事由：宅地分譲地(4 区画) 資金計画：全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要(都市計画区域の第一種住居地域) その他：造成のみの転用が認められる 3 種農地
事務局員 (東城出張所)	受付番号 49 位置等：説明資料の 5・6 ページに記載 転用事由：資材置き場 資金計画：全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：3 年以内の一時転用のため、不要 その他：農地復元誓約書の添付あり
議長	以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございませんか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 48・49 の 2 件を一括で採決したいと思います。 これにご異議はございませんか。

	(なしという声)
議長	それでは受付番号 48・49 の 2 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号 37 について、事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 受付番号 37 位置等：説明資料 3・7 ページに記載 潰廃事由：昭和 34 年頃、祖父が杉を植林し現在に至る。 現地確認：現地は、山の中腹の谷あいであり、周辺と同様杉の植林地となっており農地として復旧するのは困難で、また、農地として利用される見込みもなく非農地と確認。
議長	以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご意見・ご質疑はございませんか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは、受付番号 37 について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を上程いたします。 事務局からの説明をお願いします。
農地係長	12 月に一度提出させていただきまして、1 月の役員会で話し合った結果、最初に提出させていただいたものと表現を変えずに同じものを再提出しております。 まず、一番目に、遊休農地の解消目標が遊休農地率 0.2%未満の維持を継続すること。 その中で 2 ページ目にあります(2)のウの非農地判断について、圃場整備田を除いたものを取り組んでいきたいと考えております。 そして、二番目として、担い手への農地利用集積は令和 5 年度の農地集積率を 41.07%とまで上げていく、こちらは庄原市農業振興計画の目標 50%に準拠する形を取っております。

	す。 また、三番目に、新規参入の促進目標を毎年新規就農者 4 名、参入企業を 1 経営体、こちらでも農業振興計画の目標に準じて定めております。
議長	以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご意見・ご質疑はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので、採決に移ります。 提案のとおり、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告を行います。 ・ 1 月 12 日に木山市長へ意見書を提出 ・ 2 月 12 日の女性委員協議会の総会 ・ 3 月の女性委員研修会 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
農地係長	(その他事項について資料にて説明) ・ 第 11 回役員会の内容 ・ 市政に対する意見書について ・ 今後の日程 について報告を行った。
議長	皆様の方から何かご意見・質問等ございませんか。 (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、閉会といたします。(午後 2 時 12 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年2月5日

議 長
(道下 和子) _____

17 番委員
(金本 篤子) _____

18 番委員
(前田 憲二) _____